

平成22年1月22日

第2148号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 救急病院の認定（30・医務薬事課）…………… 1
- 青少年に有害な図書類の指定（31・県民文化政策課）…………… 1
- 保安林の指定解除予定通知（32・水と緑の森づくり課）…………… 2
- 秋田県建設業許可申請書類等閲覧規則の変更（33・建設管理課）…………… 2
- 浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の変更（34・建設管理課）…………… 2
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧（35・都市計画課）…………… 2
- 証紙売りさばき人の指定（36・会計管財課）…………… 2
- 道路区域の変更及び供用開始（37・仙北地域振興局建設部）…………… 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民文化政策課）…………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（県民文化政策課）…………… 3

公安委員会規則

- 公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例施行規則（1・生活安全企画課）…………… 4

告 示

秋田県告示第30号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年1月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
羽後町立羽後病院	雄勝郡羽後町西馬音内字大戸44番地5号	平成25年1月15日

秋田県告示第31号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第9条第1項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成22年1月22日から施行する。

平成22年1月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

図書

指定番号	図 書 名	発 行 所	指 定 理 由
10610	ディーブ ラブ VOL. 1	株式会社メディアックス	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
10611	裏ネタ ジャック 2月号	株式会社ダイアプレス	
10612	週刊 アサヒ芸能 第65巻1号	株式会社徳間出版	
10613	イマドキッ JK VOL. 1	(株)東京三世社	
10614	月刊ザ・ベストマガジン スペシャル2	KKベストセラーズ	

10615	ランジェリー ザ・ベスト VOL. 3	KKベストセラーズ
10616	FRIDAY ダイナマイト 1月5日増刊号	株式会社 講談社
10617	月刊ソフト・オン・デマンド 2010年2月号	ソフト・オン・デマ ンド株式会社
10618	タトゥー・バースト 1月号	(株)コアマガジン
10619	ザ・就活女子大生	(株)東京三世社

秋田県告示第32号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年1月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 解除予定保安林の所在場所 北秋田市森吉字向様田家ノ下モ52の9、66（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部水と緑の森づくり課、北秋田地域振興局農林部及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第33号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十二号）第五条第一項の規定により定めた秋田県建設業許可申請書類等閲覧規則（平成十七年十二月二十二日秋田県告示第千七百七十一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年一月二十二日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第二条中の「午後十二時四十五分」を「午後一時」に改める。

秋田県告示第34号

浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）第七条第二項の規定により定めた浄化槽工事業業者登録簿閲覧規則（平成十七年十二月二十二日秋田県告示第千七百七十号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年一月二十二日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第二条中の「午後十二時四十五分」を「午後一時」に改める。

秋田県告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書
秋田都市計画道路（7・6・4号西北一号線及び7・6・5号駅東二号線）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第36号

秋田県証紙条例（昭和39年秋田県条例第35号）第6条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成22年1月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
由利本荘市川口字高花98番地1 本荘産業株式会社	由利本荘市川口字高花98番地1 本荘自動車学校	平成22年1月14日

秋田県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成22年1月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	長信田羽 後長野停 車場線	大仙市太田町齊内字南開148番5地先から149番1地先まで	14.70~19.00	0.094
			A 大仙市太田町齊内字南開148番9から149番1地先まで	14.70~19.00	0.094
	新	長信田羽 後長野停 車場線	B	〃	5.40~14.50

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年1月22日から同年2月4日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年1月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年1月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 秋田県介護支援専門員協会
- 3 代表者の氏名
福 本 雅 治
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県秋田市旭北栄町1番5号
- 5 定款に記載された目的
本会は、公正・中立なケアマネジメントを確立し、介護支援専門員の資質及び社会的地位の向上に努めることをもって、県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年1月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年1月8日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 (変更前) 特定非営利活動法人 能代体育協会
 (変更後) 特定非営利活動法人 能代市体育協会
- 3 代表者の氏名
 木 内 直 幹
- 4 主たる事務所の所在地
 秋田県能代市落合字中大野115番地51
- 5 定款に記載された目的
 この法人は、能代市民及び近隣住民に対して、スポーツ振興、健康体力づくり、競技力の向上及びスポーツ文化に関する事業を行い、スポーツを通じた健全な精神の高揚を図り、明るく健康的なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容
 (1) 名称
 (2) 役員の種別及び定数
 (3) 事業年度

公 安 委 員 会 規 則

秋田県公安委員会規則第1号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例施行規則を次のように定める。

平成22年1月22日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例施行規則
 (趣旨)

第1条 この規則は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例（昭和39年秋田県条例第76号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域の指定)

第2条 条例第12条第5項に規定する公安委員会規則で定める地域は、別表のとおりとする。

(指示)

第3条 条例第14条の規定による指示は、指示書（別記様式第1号）を交付して行うものとする。

(事業の停止)

第4条 条例第15条の規定による事業の停止の命令は、事業停止命令書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市区町村名	地 域
大 館 市	常盤木町のうち1番から13番まで及び18番
秋 田 市	中通二丁目のうち4番から11番まで 中通四丁目のうち6番から17番まで 中通六丁目のうち8番から19番まで 中通七丁目のうち1番及び2番
	東通仲町のうち4番
	大町三丁目のうち1番から4番まで 大町四丁目のうち1番から4番まで 大町五丁目のうち1番から6番まで 大町六丁目のうち1番から5番まで
	山王一丁目のうち1番から12番まで 山王二丁目のうち1番から11番まで

別記様式第1号(第3条関係)

指令秋公委 第 号
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

指 示 書

公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例第14条の規定により、次のとおり指示する。

事 業 者 (法人の場合は名称 及び代表者氏名)	
事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	
指 示 事 項	
指 示 理 由	

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができません。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

別記様式第2号(第4条関係)

指令秋公委 第 号
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

事 業 停 止 命 令 書

公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例第15条の規定により、次のとおり事業の停止を命ずる。

事 業 者 (法人の場合は名称 及び代表者氏名)	
事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	
停 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
処 分 事 項	
処 分 理 由	

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができません。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄